

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 5 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

立川市地区計画区域内建築物制限条例（平成7年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表第2（第3条～第7条関係）		別表第2（第3条～第7条関係）	
1～5 ……略……		1～5 ……略……	
6 立川駅北口西地区整備計画区域		6 立川駅北口西地区整備計画区域	
用途の制限	壁面の位置の制限	用途の制限	壁面の位置の制限
1～5 ……略……	建築物の外壁又はこれに代わる柱	1～5 ……略……	建築物の外壁又はこれに代わる柱
6 風営法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びに同条第13項第1号及び第2号に掲げる営業の用に供するもの	は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。ただし、歩行者デッキ又は歩行者デッキ上に設けられた安全性を確保するために必要な上屋、ひさしの部分、階段、昇降機その他公益上やむを得ないと市長が認めるものは、この限りでない。	6 風営法第2条第1項第1号から第7号までに掲げる営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びに同条第11項第1号及び第2号に掲げる営業の用に供するもの	は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。ただし、歩行者デッキ又は歩行者デッキ上に設けられた安全性を確保するために必要な上屋、ひさしの部分、階段、昇降機その他公益上やむを得ないと市長が認めるものは、この限りでない。
7 ……略……		7 ……略……	
備考 ……略……		備考 ……略……	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。